

氏 名	緒方 里美
登録番号	第 40070096 号
事務所名称	社会保険労務士緒方事務所
事務所所在地	福岡県福岡市西区野方2-44-2
所属社会保険労務士会	福岡県社会保険労務士会
処分内容	1年の社会保険労務士の業務の停止 (令和8年4月3日から1年)
処分理由	顧問契約先である株式会社A(以下「顧問先」という。)に係る雇用調整助成金(以下「雇調金」という。)の支給申請業務に当たり、顧問先においては賃金台帳に当たる「月次給与個人別一覧」と、労働者の勤務状況が記録された「就業週報・月報」が作成されており、当該書類を毎月受領していたところ、当該書類においては「休業」が表示されない仕様であったため、便宜上「有休」という表示をしていたことから、年次有給休暇取得日と休業日を年次有給休暇の管理簿に当たる休暇願カードと突合することにより判別する必要があるという認識がありながらこれを行わず、事務員をして、全て「休業」とし、また、半日年次有給休暇を取得していた日を終日休業していたとする内容に改ざんした出勤簿を作成させ、当該改ざんした出勤簿に対応する賃金台帳を自ら作成するとともに、雇調金の支給申請書に、当該虚偽の出勤簿及び賃金台帳を基に計算した休業手当額を記載の上、当該虚偽の出勤簿及び賃金台帳を添付し、令和2年8月26日から令和5年1月18日(申請対象期間は令和2年3月21日から令和4年11月20日までの32月分)までの間、合計30回にわたり、自己の名義で福岡労働局長に対して提出したものである。

以上の行為は、社会保険労務士法第25条の2第1項に定める「故意に、真正の事実と反して申請書等の作成を行ったとき」及び同法第25条の3に定める「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものである。